

# 要 望 書

平成 27 年 7 月

公益社団法人 全国都市清掃会議

# 目 次

|      |  |    |
|------|--|----|
| I    | 平成 27 年度定時総会における決議                         | 1  |
| II   | 要望事項                                       |    |
| 第 1. | 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望         | 2  |
| 1.   | 財政措置について                                   |    |
| 2.   | 交付金の交付率の引き上げについて                           |    |
| 3.   | 交付要件の緩和・交付対象事業の拡大について                      |    |
| 4.   | 廃止した焼却施設等の解体工事に係る財政支援について                  |    |
| 5.   | 災害対応も念頭においた強靱な一般廃棄物処理システムの確保にむけた財政的な支援について |    |
| 6.   | 浄化槽の機能回復に必要な汚泥等の処理事業について                   |    |
| 7.   | し尿と下水道との共同処理について                           |    |
| 8.   | 灰溶融固化設備の運営に係る財政的な支援について                    |    |
| 9.   | 一般廃棄物最終処分場の維持管理に対する財政的・技術的支援について           |    |
| 10.  | 一般廃棄物処分場の適正廃止に係る技術的・財政的支援について              |    |
| 11.  | 財政支援制度について                                 |    |
| 第 2. | リサイクル関連法の推進に関する要望                          | 8  |
| 1.   | 容器包装廃棄物の 3 R の円滑な推進について                    |    |
| 2.   | 家電リサイクルの円滑な推進について                          |    |
| 3.   | 食品リサイクルの推進について                             |    |
| 4.   | 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について               |    |
| 第 3. | 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望                       | 19 |
| 1.   | 法整備の推進について                                 |    |
| 2.   | 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルート of 構築について              |    |
| 3.   | カセット式ガスボンベ、スプレー缶等について                      |    |
| 4.   | 廃スプリングマットレス等の回収処理システムの整備について               |    |
| 5.   | 水銀含有廃棄物の適正処理の推進について                        |    |
| 6.   | 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について                     |    |

7. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について
8. 事業所から排出される紙おむつ等について
9. PCB使用廃安定器の期限内処理について
10. 石綿含有家庭用品の適正処理について
11. 廃石膏ボードのリサイクルルートの整備について
12. 一般廃棄物となる建材等について

#### 第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 ----- 22

1. 溶融スラグの利用促進について
2. ガラス製廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて
3. 再生可能エネルギー法について
4. 電力の計画値インバランス制度について
5. 解体工事業者に対する指導等について
6. 一般廃棄物に関する関係行政機関への照会等について
7. 一般廃棄物処理業許可における暴力団の排除について
8. 公共の場所に対する土地管理者等の清潔保持に係る義務規定の強化について
9. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について
10. 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理について
11. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について
12. 一般廃棄物の再生処理に関する通知等の事務手続きについて
13. 手数料徴収事務の円滑な推進について
14. 外部の民間事業者等への焼却灰の委託処理について
15. 国による広域的な最終処分場の確保について
16. 安定型産業廃棄物の最終処分場について
17. 産業廃棄物処理施設の集中について
18. 不法投棄された産業廃棄物の回収に係る財政支援について
19. 漂流・漂着・海底ごみについて
20. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について
21. 廃棄物処理施設積算基準等について
22. 熱回収の状況についてのデータ等の公表について
23. バイオディーゼル燃料（BDF）の使用に係る軽油引取税の優遇措置について
24. 業者一覧の作成について

(東日本大震災関連) ----- 31

25. 放射性廃棄物に関する法整備と処理方法の確立について
26. 災害廃棄物処理補助金の継続について
27. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について
28. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について
29. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について
30. 東日本大震災の災害廃棄物の処理支援について
31. 原子力発電所事故に伴う損害賠償について
32. 焼却灰の処理費用の損害賠償について

## I 平成 27 年度定時総会における決議

われわれは、循環型社会形成の推進と地域の生活環境の向上を図るうえで廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再利用を促進するための諸施策を積極的に進めるとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備やこれら施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正処理を一層推進すべく懸命の努力を続けているところである。

国においては、環境の保全と資源の有効利用を推進するため、一昨年スタートした小型家電リサイクル法の促進、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法の見直しに向けた取り組み、また、更新期を迎えた廃棄物処理施設の整備に係る所要の取り組みなどが進められているところである。

さらに、水俣条約における水銀廃棄物の環境上適正な管理を行うための法整備、災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための法整備がなされたところである。

このような状況の下、我々公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、市区町村等においては、依然として厳しい財政状況で推移している中で、創意工夫を凝らし廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。しかし、環境問題等への社会的要請の高まりと共に 3 R の一層の推進に向けた取組みが求められるなど、その対応に苦慮しているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

### 記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の円滑な推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

平成 27 年 5 月 20 日

公益社団法人 全国都市清掃会議

## II 要望事項

### 第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

循環型社会交付金は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、自治体が推進する一般廃棄物処理施設の整備に不可欠なものである。

自治体における廃棄物処理施設は安全で快適な市民生活を保持する上で欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、各自治体は地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金を主要な財源とし事業を進めているが、特に平成2年度以降にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備・更新された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

平成27年度においては、平成26年度補正予算と合わせてほぼ所要額を確保したが、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

この交付金が確保できない場合は、困難な調整を経てようやく準備の整った施設の整備、とりわけ老朽化した処理施設の延命化や更新に係るスケジュールを遅らせ、新たな地元との調整や計画の変更などを迫られるだけでなく、事業実施が不可能となる恐れがある。

については、あらゆる機会を捉えて循環型社会形成推進交付金の予算を確実に確保するとともに、制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

#### 1. 財政措置について

##### (1) 安定的、継続的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の中、交付金収入を財源とした地域計画を策定したうえで、計画的に事業を実施している。

また、地元住民の合意形成にあたっては、長年にわたり協議や説明会等を積み重ね、多大な時間と費用を掛けてようやく施設整備に至っている経緯がある。

については、複数年度にわたり地域計画に計上された交付対象事業費については事業完了までの間、国において確実に安定的かつ継続的な財政措置を講じること

##### (2) 交付金の必要額の満額確保

- 1) ① 現在市町村及び一部事務組合が整備してきた一般廃棄物処理施設の老朽化が進み、更新需要のピークを迎えていることから、このま

までは施設整備に係る要望額と予算額との差が拡大していく一方である。

施設整備事業の実施にあたり、当該事業に必要な交付金額を満額受領できなければ事業を計画どおりに進めることが困難となり、市民生活に多大な影響を及ぼすことになる。

については、施設整備事業が計画的に実施できるよう、当該事業所要額に見合う交付金を年度当初において満額確保できるよう財政措置を講じること。

- ② なお、国土交通省所管の北海道開発予算として計上される循環型社会形成推進交付金は、前年度予算をベースとしたシーリングが設けられているため、事業の増減に対応できない状況となっているが、予算が計上される省庁によって、計上される交付金間で内示状況に大きな差が生じないように、要望に応じた柔軟な運用を行うこと

- 2) また、施設整備事業の実施に際しては、建設用地の取得の困難性をはじめ様々な課題があるため、未執行分が生じた場合には、年度間調整のほか、不用額としても計上できるよう柔軟な運用を可能とすること

### (3) 高効率ごみ発電施設に対する交付金措置

東日本大震災以降電力確保の観点からも再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、その一端を担うごみ発電施設の整備は、確実に重要性を増している。

#### 1) 新たな交付金

この観点から、平成 27 年度以降については、交付対象部分の拡大等に配慮した新たな高効率ごみ発電施設に対する交付メニューを策定すること

#### 2) 高効率ごみ発電施設の維持・管理に係る財政支援

高効率ごみ発電施設は、高温・高圧でのボイラー運転となるため、タービンや配管等の維持管理費用が莫大となる。売電価格については固定買取価格制度等が整備されているものの、維持管理費も含めた全ての費用を賄うことは困難と思われる。

については、高効率ごみ発電施設の維持・管理について財政措置を講じること

## 2. 交付金の交付率の引上げについて

廃棄物処理施設は市民生活に必要な不可欠なものであるが、その整備には多額の費用を要し、自治体にとって大きな負担となり、財政を圧迫している。

については、廃棄物処理施設の整備等が円滑に行えるように交付率を引き上げること

### 3. 交付要件の緩和・交付対象事業の拡大について

#### (1) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付対象について

- ① 平成22年度から循環型社会形成推進交付金の交付対象となった廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付要件は、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であって、また交付対象となる設備・機器は二酸化炭素の排出削減に寄与するもののみ限定されている。

しかし、既に二酸化炭素削減効果の高い焼却施設或いは老朽化した施設の機能維持を図る際においては、二酸化炭素排出量を現状から大幅に削減することは困難であるが、処理施設の機能回復を図ることは従来の国庫補助金等により整備した社会資本の延命となりその価値の増進につながるとの観点から、基幹改良事業については幅広く制度の対象とする等交付要件を緩和すること

- ② 循環型社会形成において極めて重要な再資源化施設（リサイクル施設）・粗大ごみ処理施設は耐用年数がごみ焼却施設に比べ短く、施設の工事費用については交付対象外となっている。

については、長寿命化計画診断及び診断に基づく改良工事等基幹整備を行うことで、施設の耐用年数の延命化が図れるため、交付対象とすること

- ③ 現在、新設、増設が交付要件となっているマテリアルリサイクル推進施設は、今後基幹的設備の改良が必要となり多額の財政支出を要するため、交付対象とすること

また、住民の3Rに対する意識の高まりや廃棄物行政の変化に伴い、その位置づけは変化していくべきであることから、老朽化した施設の更新にあたり、国としての施設のあり方、今後の方針を示すこと

- ④ ごみ破碎処理施設において、電動機の更新や制御装置等の更新により、消費電力を低減させ、二酸化炭素排出量を削減することができる事業について、交付対象とすること

- ⑤ 廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備の補修・更新は、直接にCO<sub>2</sub>削減の効果はないものの、廃棄物処理施設の安定稼働には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、交付金制度の対象とすること

#### (2) 廃棄物処理施設基幹的設備改造による機能回復事業

基幹的施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながるため、現在沖縄県のみが対象となっている廃棄物処理施設基幹的設備改造について、全国の自治体についても対象とすること

#### (3) 加熱脱塩素化処理設備の設置・更新事業

ばいじん中のダイオキシン類の削減効果が確認されている加熱脱塩素化処理設備を既存施設に設置する場合、またダイオキシン類削減対策工事に



より導入された設備を改造及び更新する場合については交付対象とすること

#### (4) 施設周辺環境整備事業等

廃棄物処理施設の立地及び施設の整備に際しては、地元住民の理解が不可欠であり、地元理解を速やかに得て施設の立地を円滑に促進する方策として、次の整備事業などについては廃棄物処理施設と同様の財政措置を講じること

- ① 余熱利用施設等周辺環境整備事業
- ② 廃棄物処理施設の管理棟を含む必要な全ての建屋部分
- ③ 廃棄物処理施設のうち、エネルギー回収推進施設について、その設置に必要な建築物（管理棟を含む）、外構（構内道路や緑地、門、囲障など）の整備
- ④ 単独で設置する普及啓発施設
- ⑤ 最終処分場に係る用地費及び補償費

#### (5) 交付対象範囲の拡充

廃棄物処理施設の整備には多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担になっている。

については、廃棄物処理施設の整備が円滑に推進できるように、処理施設と一体と考えるべき投入・搬入用重機などに関して交付対象とするよう対象範囲の拡充をすること

#### 4. 廃止した焼却施設等の解体工事に係る財政支援について

廃棄物処理施設の解体に係る循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されている。また、特別交付税による財政措置は、平成 26 年度をもって廃止となった。

廃棄物処理施設の解体はダイオキシン類の飛散防止や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要し、設置主体が全ての費用を賄うことは困難であるため、解体処理が進まない現状にある。

については、施設解体を促進するため、解体跡地以外に新施設を建設する場合や、新施設建設後に解体工事を行う場合等にも交付対象範囲を拡充するとともに、ごみ処理広域化に伴う施設の集約化により廃止する場合等新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について対象とするなど、新たな財政措置を講じること

また、解体跡地に一定規模以上の再生可能エネルギー施設を建設する場合においても、解体費用について循環型社会形成推進交付金の交付対象とすること

## 5. 災害対応も念頭においた強靱な一般廃棄物処理システムの確保にむけた財政的な支援について

### (1) 廃棄物処理施設等の強靱化を図るための交付金制度創設

平成 25 年 5 月 31 日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、震災、津波災害によって稼働不能となることのないよう施設の耐震化、地盤改良が求められている。また、災害廃棄物の処理も考慮した施設の強靱性を確保することが求められているが、その施設整備に係る経費は膨大であり、自治体単独で行うには大きな負担となる。

については、次の対策等を廃棄物処理施設等の強靱化を図るために必要なものと位置付け、新たな交付金制度を創設するなど財政的な支援を行うこと

- ① 焼却施設や処分場排水処理施設などの津波被害を防止すること
- ② 既設焼却施設の主要設備に対する補修
- ③ バックアップ焼却工場の再稼働に向けた準備など
- ④ 液状化による地中構造物（下水道管等）の被害を防止することなど

### (2) 災害に強い廃棄物処理システムの構築

大規模災害の発生に伴う災害廃棄物等は、処理能力を大きく上回る量の廃棄物が発生することが想定されるが、腐敗、飛散、流失等を防止するため、迅速かつ適正に処分することが求められている。

災害廃棄物の処分を、迅速かつ適正に実施するためには、選別し、一時的にストックする選別・仮置きヤードが必要だが、ストックヤードを整備・確保している自治体は少ない。

については、東日本大震災の教訓を踏まえた、災害に強い廃棄物処理システムを構築するため、次の施設整備に対して循環型社会形成推進交付金による財政的措置を講じること

- ① 災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備
- ② 広域圏ごとの廃棄物処理の拠点となり得る施設（ごみ焼却施設及び最終処分場）について災害廃棄物受け入れ分を含めた施設整備
- ③ 廃止ごみ処理施設の跡地利用として、施設解体の上、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードや備品倉庫の整備
- ④ 災害時における電気・熱・水等の供給機能の整備及び災害用バックアップ施設の整備、施設の浸水対策施設の整備

### (3) 清掃事務所に対する国庫補助メニューの創設

清掃事務所は、住民の衛生的な日常生活を確保するための、家庭ごみの収集運搬車両の車庫及び作業員の詰所であるばかりではなく、災害発生時には災害廃棄物除去及び収集運搬業務を行う拠点となる、災害時の備えも担保できる重要な施設である。

については、清掃事務所の耐震補強や施設改修に係る地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、国庫補助メニューを創設すること

## 6. 浄化槽の機能回復に必要な汚泥等の処理事業について

災害等廃棄物処理事業費の補助対象事業は「生活環境上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされている。汲取便槽と単独処理浄化槽はともに一般家庭におけるし尿処理のための設備であるが、豪雨・洪水・高潮などの水害発生時の廃棄物処理事業において、被災した個人の浄化槽の機能回復に必要な泥土の採取費用等については汲取便槽に係るし尿収集のみが対象となっている。

については、同じくし尿が混入している浄化槽からの汚泥収集等経費についても災害等廃棄物処理事業の補助対象とすること

## 7. し尿と下水道との共同処理について

老朽化したし尿処理施設を延命化し処理している自治体も多く見受けられるが、「し尿処理施設」も「下水処理場」もどちらも汚水の浄化を目的としており、「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化した場合は、し尿処理施設で使用される薬品や燃料が減少し、また電気使用量の減といった省エネルギーが図れる。

- (1) し尿処理施設の処理能力を大きく下回ったし尿及び浄化槽汚泥の処理は、下水処理施設へ投入することで効率的処理が図られる。

については、下水処理施設への投入を容易なものとし、安定処理が可能となるよう、両者を接続するうえで必要な協議や手続きを簡略化するなど法制度を含めた体制を整備すること

- (2) し尿の処理については、公共下水との汚泥共同処理を推進するM I C S事業による国庫支援措置が講じられているが、共同処理のために整備することが必要となるし尿等の前処理施設及び下水処理施設の改良事業に対しては、支援の対象となっていない。

については、これにかかる接続工事などを含め国庫支援措置の対象に拡充すること及び法制度を含めた体制を整備すること

## 8. 灰溶融固化設備の運営に係る財政的な支援について

灰溶融固化設備における焼却残渣のリサイクル推進及び適正処理のための溶融設備の運転と維持管理に要する経費は膨大であり、当該市区町村にとって大きな負担となっているので、設備の運営に係る財政的な支援を行うこと

## 9. 一般廃棄物最終処分場の維持管理に対する財政的・技術的支援について

埋立が終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となることから、複数の最終処分場を管理する自治体にとっては、大規模改修など一時的な維持管理費用の増加、技術職員の確保が喫緊の課題となっており、多額の維持管理費用が必要となるため、このままでは維持管理に支障が生じることが懸

念される状態となっている。

については、自治体が最終処分場を廃止するまでの間、継続して維持管理できるよう財政的・技術的支援を行うこと

また、最終処分場汚水処理施設単独の補修・更新についても交付金の対象とすること。

## 10. 一般廃棄物処分場の適正廃止に係る技術的・財政的支援について

平成10年に旧厚生省は、市町村が管理する一般廃棄物処分場の一部が遮土工又は浸出液処理設備を有せず、不適切と考えられる処分場であるとして、公表し、平成12年度から16年度までの間、汚染拡散防止工事を行い適正に閉鎖する事業に対する補助を行った。しかし、現在に至るまで処分場の適正廃止事業に踏み出せず、維持管理している市町村も少なくないと思われる。

については、現在に至るまで処分場を維持管理している市町村が、周辺地域の生活環境の保全が確保されるよう、早期に適正廃止するため、国の技術的・財政的支援を行うこと

## 11. 財政支援制度について

施設立地周辺の環境保全のため、近年、環境基準を大幅に上回る自主管理基準の設定など積極的に取り組んでいる施設に対しては、財政支援措置を検討すること

## 第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

### 1. 容器包装廃棄物の3Rの円滑な推進について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）は、市町村（自治体）が一般廃棄物の処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造の事業者、消費者に一定の役割を担わせることとして制度設計されたが、自治体の負担が大きいことから、制度を円滑に推進するためには、拡大生産者責任の原則に基づき事業者責任の強化・明確化を図るとともに、自治体にとって最も財政負担の大きい分別収集・選別保管に関して、事業者と自治体の適切な役割分担、費用負担の見直しをさらに推進する必要がある。

しかし、平成25年から始まった2度目の見直しにおいては、論点整理はしたものの議論は進まず、平成26年9月以降は審議の場である容器包装の3R推進に関する小委員会が開催されていない状況にある。

については、循環型社会の形成を推進するため、容器包装廃棄物の3R（発

生抑制・再使用・再生利用)の円滑な推進に係る取組等について引続き要望する。

### (1) 2Rの一層の推進

循環型社会の形成に向けごみの減量と環境負荷の低減に向けた取り組みを一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進することが重要である。

自治体の分別収集への取り組みにより、空き缶、PET ボトル、ガラスびん、プラスチック容器包装のリサイクル率は増加の一途をたどり、またこれらの資源ごみとしての自治体による分別収集量は増加傾向にあり、自治体が行う分別収集や選別保管に伴う財政的負担は大きなものとなっている。については、

- ① 事業者に対してワンウェイ容器等の製造・販売や簡易包装化の推進を指導するとともに、過剰包装を抑制する法令を整備する等、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組みを導入すること
- ② 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、デポジット制度を早期に導入すること
- ③ 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ(資源ごみ)総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産、流通、使用、回収等を促進するシステムを構築すること
- ④ ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること
- ⑤ レジ袋の安易な配布を抑制するためには、全小売業者を対象にレジ袋の無料配布の中止を義務付けるか、又はレジ袋を有料化するなど経済的インセンティブを働かせることが効果的である。自主協定等によるレジ袋有料化の実施により、レジ袋辞退率が9割となった事例もあり、有料化によるレジ袋の削減効果は実証されている。しかし、小売店の自主性に任せていては、顧客の他店への流出を懸念して、有料化はなかなか進まない。

については、レジ袋無料配布の制限について、有料化を含む実効性のある仕組みを義務付ける等の制度の導入を図ること

### (2) 関係者の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度においては、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費は全て自治体の負担となっていること、収集にかかる消費者および住民に対する周知啓発経費についても全て自治体負担になっていることなど、自治体の負担分は過大なものとなっており、自治体への合理化拠出金制度により一定の改善が図られたものの、

近年はピーク時の四分の一の額となるなど安定したものではなく、依然として自治体にとって負担感が重く、その費用は財政を圧迫している。

については、生産から消費、廃棄の過程においてより円滑に資源が循環するシステムを構築するために

- ① 自治体と事業者の役割分担について、例えば自治体と事業者の二重選別などの見直しを行うなど自治体に負担のかかる現在の制度を改めるとともに、事業者に対して収集運搬及び圧縮・梱包等の中間処理に係る全ての経費について一定の負担を課すなど、廃棄物・リサイクル制度を改めること
- ② 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については自治体の負担ではなく事業者の負担とすること
- ③ 住民がより分別排出しやすいよう、容器包装を製造する事業者に対し、分別・リサイクルが容易な製品開発及び容器包装リサイクル制度の普及促進に係る義務付けや分別排出に係る消費者のインセンティブ導入の義務付けなど、生産から消費、廃棄までの過程において、事業者自体が発生抑制や再使用を進めるとともに資源が一層容易に循環するシステムを構築すること
- ④ 容器包装リサイクル法に基づく基本方針では、事業者に対して容器包装の原料採取、製造、流通、消費、廃棄、分別収集、再商品化等の各段階における環境負荷が低減されるよう、各段階における環境負荷を視野に入れた製品開発、消費者への情報提供等の必要性が示されている。

については、市民への説明責任を果たすため、再商品化の過程での最終処分量や温室効果ガス、天然資源投入量などの環境効果を、再商品化事業者ごとに把握し公表すること

- ⑤ 合理化拠出金は、容器包装リサイクル制度における市町村の取組を支援するうえで一定の役割を果たしてきたが、制度設計等から近年拠出金の額が著しく減少している。

については、合理化拠出金制度については、安定的かつ持続可能な制度とするように、全面的に再検討を行うこと

### (3) 容器包装廃棄物への識別表示

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を推進するためには、市民の協力が不可欠であるが、現行の識別表示に対し市民（消費者）が確認しにくい旨の指摘が多数あるなど、市民（消費者）の分別・排出に支障をきたしている。容器包装廃棄物の再商品化促進のためには、適正な分別排出が不可欠であることから、市民（消費者）が明瞭に判断できる表示とすること

- ① 指定表示事業者へ適正な表示を徹底させるよう指導すること
- ② 表示義務の範囲を拡大すること
- ③ 表示箇所の統一やサイズを大きくし見やすくすること及び再商品化手法に沿ってマークを細分化すること

## (4) プラスチック製容器包装廃棄物

### 1) 引取品質基準

平成18年6月に容器包装リサイクル法が改正され、法に定める基本方針において、自治体における分別収集の質の向上が明記された。こうした中で、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、「引取品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、本来各再商品化手法によって容器の汚れ等求められる品質は異なるはずにもかかわらず、引取基準が一律であるため、品質そのものを示す容器包装比率は高いにもかかわらず、評価項目間の配点、収集袋の破袋度などの評価基準の変更により、評価結果が低下し、自治体はその改善のための対応を強いられる結果となっている。

については、

- ① 現在は一律となっている「引取品質ガイドライン」及び「資金拠出制度における容器包装廃棄物比率要件」について、各再商品化手法に見合ったより分かりやすい品質基準を定めること
- ② 品質には直接の影響の少ない収集袋の破袋度や効率的な分別収集のために使用している自治体指定の収集袋の異物扱いなどの評価方法を見直すこと

### 2) 再商品化手法

再商品化事業者については、指定保管施設ごとに落札・決定されているが、自治体側において再商品化手法の選択の余地はないため、現状では各自治体の方針に拘わらず、材料リサイクル手法が優先となっている。

については、現行の入札制度を更に改善することで、実施自治体が地域の処理力・実情に見合ったブロック制を含めた再商品化手法を選択できるようにすること

### 3) 対象範囲の見直し

分別収集に不可欠な収集袋を対象品目に追加すること

また、家庭用のラップやクリーニングの袋など容器包装と同一製品・同一素材であっても使用者や用途により、容器包装リサイクル法の対象外となるものが多数ある。これは、市民が分別排出するうえで、非常に分かりづらく不適物の混入にもつながるものである。

については、同一の素材であれば同一の再商品化ができるよう、対象範囲を消費者の観点から見直し、わかりやすい制度とすること

### 4) プラ製容器包装のガイドライン（具体的判断の目安）の見直し

CDを購入した際のプラ容器について、複数のCDが入っていたケースはプラ製容器包装になるが、個別ケースはプラ製容器包装対象外であったりし、市民にとっては分別が難しいケースがある。

については、プラ製容器包装のガイドライン（具体的判断の目安）の見直

しを行うこと

## 5) 事務所や学校等から排出されるプラスチック製容器包装の取扱い

これらの廃棄物は、産業廃棄物としての処理が求められているが従業員若しくは職員や生徒の昼食等により日常生活の一環として排出されることが多く、家庭から排出されるものと質・量とも変わらない。そのため、一般廃棄物の可燃ごみに排出されることが多く、分別やリサイクルの障害となっているケースが多々ある。

ついては、

- ① 小規模な事業所及び工場、流通業以外の事務所や学校等から排出されるプラスチック製容器包装についても、容器包装リサイクル法の対象とすること
- ② また、資源化施設が無料で引き受ける場合については、マニフェストの取り扱いなど国において統一的な対応指針を示すこと

## 6) 取組状況の公表

特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う、容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進する取り組み状況の報告について公表すること

## (5) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物

### 1) 資源化品目の拡大

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装プラスチックと同一素材であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化ルート）に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

さらに自治体において資源化するためには分別収集・選別保管に多額の費用がかかるほか、容器包装とそれ以外を分別して排出しなければならないため市民の混乱を招くという問題もある。

ついては、現在対象となっていない容器包装以外のプラスチック製廃棄物（クリーニング袋など）について容器包装リサイクル法の見直しの中で、資源化が図られるように制度の見直しを行うこと

また、環境付加税的に費用負担を求めることにより、発生抑制を図ること

### 2) いわゆる製品プラの回収・リサイクル

容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチック製品（いわゆる製品プラ）については、自治体の負担において収集のうえ、処分又はリサイクルを行っている。更なる循環型社会を形成するためには、プラスチック製品について、市民にわかりやすい分別の促進と資源の有効利用を図ることが重要である。また、事業者の排出抑制等の更なる3Rを推進する



ためには、拡大生産者責任の考え方を踏まえた事業者中心のリサイクルシステムを構築する必要がある。

については、更なる循環型社会の形成のため、いわゆる製品プラの回収・リサイクルを事業者に義務付ける等、抜本的な制度見直しを行うこと

#### (6) プラスチック製容器包装における白色トレイの取扱いについて

プラスチック製容器包装における白色トレイは、収集を行う自治体の判断で、「発泡スチロール製食品トレイ」として分別収集を行うことも可能とされ再商品化がすすめられてきた。

しかし、再商品化事業者による競争性がないことから、平成24年度の再商品化落札価格は急騰し、前年度の8倍以上となり、分別して排出する市民への合理的な説明が困難な状況になっている。

については、白色トレイについて、プラスチック容器包装の一部として適切なコストで再商品化が行われるよう措置すること

## 2. 家電リサイクルの円滑な推進について

### (1) 家電リサイクルの見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を促進することを目的とし、平成13年4月に本格施行された。施行から10年以上が経過した平成25年5月から中央環境審議会・産構審合同会合において二度目の見直しについての審議が行われ、パブリックコメントを経て平成26年10月に最終報告書が取りまとめられたが、自治体から強い要望のあったリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等は見送られた。

自治体の立場からは家電リサイクル制度の円滑な推進に関して様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な検討をすることを要望する。

#### 1) 廃家電製品の再商品化等費用の徴収方法の見直し

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手間も消費者にとって負担となっており、不法投棄を誘発する要因となっている。また、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題などを助長する要因となり、自治体はその対策に苦慮している。については、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）あるいは製品価格への上乗せ（内部化）とすること

#### 2) 対象品目の拡大

リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き有用な資源を含む家電製品品目の拡大が必要である。

については、有用な資源を含む家電製品、大型及び重量のある家電（電子

レンジ・電動マッサージチェア・電気オイルヒーター) 及び電動ベッド、電動車椅子などの介護用品など、家電リサイクル法の対象外の廃家電を一般家庭への普及率及び自治体での処理実態などを考慮した上で、対象品目に追加指定すること

また、家電リサイクル法の対象とすることが適当でないと判断する場合は、自治体の有する設備で現に処理することが困難であることから、事業者の協力により適正処理・リサイクルを推進するため、廃棄物処理法の適正処理困難物に指定すること

### 3) 不法投棄された廃家電製品の回収等

- ① 不法投棄された指定機器を自治体が回収し製造業者に引き渡す場合の対象機器の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置を講じること。または、製造業者等事業者による製品の無料回収や費用を負担する仕組みとすること
- ② 自治体を実施する不法投棄対策に対しては一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、必ずしも自治体にとって使い勝手のよいものとなっていない。  
については、わかりやすい制度とするとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること
- ③ 不法投棄された対象機器について、メーカー等による自主回収ルートを構築すること
- ④ 家電製品の不法投棄防止対策にむけ、抜本的な法整備を講じること
- ⑤ 自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等の、不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を充実すること

### 4) 製造業者等への指導

- ① 家電製品の長期使用を勧奨する故障品の修理対応体制の整備等の社会システムの構築や、環境負荷のより少ない製品づくりの推進、さらに、消費者への効果的な普及啓発及びリサイクル法制度の積極的な広報の実施などについて製造業者等を指導すること
- ② リサイクル費用について更なる低減化を図るとともに、排出者の理解を得るため、料金の算出根拠の公表について更なる充実を図るように製造業者を指導すること
- ③ 製造業者による販売店での回収ルートの構築を指導すること

### 5) リサイクル券の取扱い

消費者が対象機器を廃棄する機会は少なく、リサイクル券に馴染み難い状況にあるとともに、記載事項の誤りが発生することがあるため、次の点について一般財団法人家電製品協会を指導し、消費者の利便性を高めること

- ① リサイクル券の簡素化及び柔軟な機器の引取りを行うこと

- ② 訂正されたリサイクル券の柔軟な取扱いを行うこと
- ③ 郵便局に加えて、リサイクル券の取扱い場所の増加を行うこと

## 6) 引取場所数の拡大

指定引取場所のグループ別の廃止は実現したが、まだ引取場所数は不十分であるので、さらに指定引取場所数を増加すること

また、自治体が運搬する場合には、指定引取場所に加えて直接リサイクルプラントでも引取り可能な仕組みとすること

## 7) 引取り義務外品

家電リサイクル法では、市民からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りをもとめられたもののみである。

については、こうした義務外品についても、製造販売業者や処理業者等による円滑な取引が可能となるような仕組みを構築すること

## (2) 資源の有効利用の促進について

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）は、資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに係る各段階における製造者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めているが、自治体や市民にとって必ずしも十分ではない。

については、制度の円滑な推進を図るため、

- ① 不法投棄された資源有効利用促進法の指定機器を自治体が回収し、製造等事業者を引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用は、自治体の重い負担となっているので、製造等事業者による費用負担とすること
- ② 市民は、パソコンについて、製品ごとに製造等事業者へ回収の申込をすることになるが、本体とモニターとで申込み先が異なる場合もあり、この場合市民にとって申込手続きが煩雑となるため、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること

## (3) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成 25 年 4 月 1 日から施行されたが、自治体の取り組み状況は、平成 26 年度の環境省のアンケートでは全市町村の約 43%となっている。

については、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

## 1) 財政支援について

自治体における小型家電リサイクル制度の実施に当たっては、分別収集体制の構築及び市民への広報・啓発、さらに保管施設等の整備を含めた初期費用、並びに、使用済小型電子機器の回収から再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の責任となっており、大きな負担となっている。また、収集する使用済小型家電の種類や量によっては、逆有償での引渡しを行うこととなる可能性がある。

については、

- ① このリサイクル制度を持続可能な取り組みとするために、一部市町村のイニシャルコストに対する実証実験などによる支援だけではなく、市町村が円滑に制度を実施するために必要な費用であるイニシャルコスト、ランニングコストについても、国において財政的支援を講じること
- ② 自治体・事業者の取り組みを情報収集・提供することでリサイクルシステムの高度化を図るとともに、制度の普及のため幅広い広報普及活動に取り組むなど、自治体が参加しやすい体制を整備すること

## 2) 実証事業の結果についての情報提供について

現行、自治体は実証事業として参加することでイニシャルコストを抑えた形で開始できるものの、ランニングコストの面が事業継承の上で大きな課題になっている。

については、実証事業の結果について、参加自治体での取り組みを情報収集し、分析データや課題点等について広く情報提供すること

## 3) 制度の仕組みの見直しについて

小型家電リサイクル法に基づく3Rの取り組みを総合的に推進するためには、従来の自治体の収集に頼った仕組みを見直し、関係事業者が主体となった制度を検討することが必要である。

については、販売者等が自ら回収する方法に改めるなど、制度の仕組みを変更すること

## (4) 使用済み物品の適正な処理の確保について

廃品回収業者における問題点については、平成22年10月21日付け「使用済み物品の適正な処理の確保について」及び平成24年3月19日付け「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、当該物品が専ら物である場合や廃棄物でない場合もある。

については、このような状況の中で、効果的・効率的に適正処理を確保するために、

- ① 国から自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知を徹底すること

- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施とそのための仕組みづくりを検討すること

### 3. 食品リサイクルの推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）は、平成13年5月に施行され、更に、平成19年の改正法施行から5年が経過したことを受け、平成25年3月から、中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において、施行状況の点検が行われ、平成26年6月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」の取りまとめが行われた。

食品廃棄物等の発生抑制については、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」の削減が、取り組むべき大きな課題となっている。今後、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

また、登録再生利用事業者制度については、少なくとも排出事業者の所属する自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要なため、必ずしも使い勝手のよい制度設計とはなっていない。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

#### (1) 食品ロス削減の取組

国においては食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的な普及啓発を進めるための情報提供及び実態の把握など支援策を講じること。

#### (2) 登録再生利用事業者制度

広域処理を容易にするため、広域の運搬業務については国等が認定を行うことにより自治体の許可が不要とするなど、制度の一層の見直しを図ること

#### (3) 運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化

広域的な収集運搬を行うものが増えている中で、適正な処理を確保し、市民に不安を抱かせることなくごみの減量化とリサイクル意識の向上を図るため、運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化を図ること

#### (4) 食品リサイクル法に基づく指導と廃棄物処理法に基づく指導の連携

##### 1) 情報の交換・共有の促進

- ① 各農政局が保有している食品関連事業者に関する情報や食品循環資源の発生量・処理量等の情報と、都道府県・市町村が保有している廃棄物の量・質等の情報について、相互の交換・共有を促進すること
- ② 各農政局が行おうとしている食品関連事業者に対する指導の方向性な

どの情報と、都道府県・市町村が行おうとしている廃棄物減量等に関する指導の方向性などの情報について、相互の交換・共有を促進すること

## 2) 協調・協同した指導・啓発

各農政局と都道府県・市町村が、食品関連事業者への立入指導などについて、協調・協同して指導及び啓発を行うこと

## 4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成にむけて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重大である。

については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

### (1) 古紙・古布リサイクル

自治体が直接回収するか、又は集団回収実施団体に対し活動支援の助成金等を支給しており、回収にかかる役務や費用が自治体等の負担となっている。長期的に安定した古紙・古布循環システムを維持するとともに、自治体や住民の負担が過大とならないようにするため、国、自治体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担の仕組みを構築すること

また、古紙リサイクルを円滑に進めるために、再生紙使用を促進する仕組みを構築すること

### (2) 事業者責任の強化

循環型社会の形成に向けて、国では「環境基本法」をはじめ法整備を進めてきたところだが、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法は課題が多く、循環型社会形成には不十分と言わざるを得ない。

製品の生産者又は輸入業者等は、製品の流通に始まり、その製品が使用済みとなって廃棄処理されるまでの一連のサイクルを通じ、廃棄物処理を念頭とした環境への影響を最小とするためのビジネスモデルの構築を行うことにより、廃棄物の発生の抑制効果を発揮させることができる。

については、廃棄物の減量化又は適正処理などに関して、拡大生産者責任のもと事業者に一定の責任を持たせるような制度を検討し、さらなる循環型社会形成推進に努めること

### (3) 耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」の適正処理・リサイクル

一般家具・寝具類や家電製品（家電リサイクル法の対象外の製品）、自転車などの耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」については、メーカー・販売店等の責任で回収し、リサイクルや適正処理を行う仕組みを整備すること

### (4) LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進

ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者に係る製品の生産・流通の各段階における環境負荷を評価するLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進を図ること

### 第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

平成6年3月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき4品目が指定されたが、スプリングマットレスのように未だに事業者による回収・処理システムが構築されていない品目がある。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）の爆発・危険性・有害性を有する製品や、物理的性状等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これらについては自治体が処理することになっているが、収集運搬における車両火災や破砕処理施設での爆発事故が頻発し、また処理において専門業者に委託しなければならないなど財政的負担も大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

#### 1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、事業者に対して製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任義務が不明確なため、有効な回収・処理の仕組みができたものは少ない。エアコンと同様に冷媒を使用している家庭用除湿器、家庭用冷水器やオイルヒーターには適正処理基準がなく自治体では適正処理に苦慮している。

については、次の法整備を要望する。

- ① 製造者・販売者である事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずること
- ② 製品の特性に応じたデポジット制の導入や指定廃棄物の品目の追加を図るとともに、事業者による回収・処理について義務付けること
- ③ 生産者による、製品の研究開発と合わせたリサイクル技術及び処理体制の確立、製品の引取り等についての仕組みを検討すること

#### 2. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について

多くの自治体で適正処理が困難となっている一般廃棄物（引火性廃油、化学薬品、FRP製品、業務用機器など）は、現行法上は自治体の責任で、委託や許可業者によって処理を行うこととなっている。

しかし、近隣に処理可能な業者が不在であることなどの理由から、処理を行いたくても実行することができないのが現状となっている。

処理可能な業者が不在である一因としては、一般廃棄物と産業廃棄物に

係る処理施設設置許可の要不要の問題が挙げられる。

については、適正処理が困難な一般廃棄物を適正処理するための仕組みを構築すること

### 3. カセット式ガスボンベ、スプレー缶等について

廃棄物の収集運搬・処理過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が多い。カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により一定の方向が示されたが、なお残された課題もある。

については、これらの爆発・危険性、有害性を有する製品について、早急に法整備も含め適正処理基準を策定するとともに、適正処理困難廃棄物に追加指定し、販売店及び事業者による回収・処理システムを構築すること

### 4. 廃スプリングマットレス等の回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難廃棄物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況で、海外で製造された製品も増加している。

については、適正処理・リサイクルシステムを早急に整備するよう関係者を指導すること

合わせて、大型及び重量のある家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・電気オイルヒーター）、電動ベッド・電動車椅子などの介護用品及びマッサージチェア等については、自治体における処理状況を調査するとともに、適正処理困難物の指定も検討し適正処理・リサイクルを推進すること

### 5. 水銀含有廃棄物の適正処理の推進について

平成25年10月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択され、条文には水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定され、今後水銀を含む廃棄物の適正処理の一層の厳格化が求められる。

#### (1) 必要な法整備

廃棄物処理法等において、水銀廃棄物の回収規定がなく、各自治体の判断にゆだねられている状況にある。

については、国においては、収集・運搬・処分・保管について条約発効までに関係機関との協力により必要な法整備を行うこと

また、自治体に対して、必要な財政措置を行うこと

さらに、廃棄物処理施設における水銀排出基準の設定に伴う施設改造費等について国の財政措置を講じること

#### (2) 自主回収・処理体制の早期確立

有害物質である水銀を含む蛍光管について、自治体によっては、独自に蛍光管の回収・リサイクル事業を実施しているが、回収・処理にかかる経



費は全て自治体の負担となっている。

については、販売店・製造事業者等による自主回収・処理（リサイクル）体制を早期に確立すること

## 6. 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について

農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、自治体において対応に苦慮している状況である。

については、関係事業者等（販売店を含む）による回収から処理までのルートを確認できるよう、指導、支援を図ること

## 7. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴って、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。自治体においては、収集・選別作業時に刺傷、感染症の罹患等の危険性を伴うことから処理に苦慮しており、また、プラスチック製容器包装の識別マーク付きの医療パックが存在するなど、排出者である市民も分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。

### (1) 回収・処理システムの早期構築

「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの環境省通知が出されている。

については、刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、医療機関等による回収・処理システムを早期に構築すること。

### (2) 識別表示の統一、義務化

また、「その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられる」としているが、血液の付着した輸液パックやチューブ等が、プラスチック製容器包装と誤認され排出されるケースが多発している。

については、処理方法や安全性に関する識別表示の統一、義務化を図ること

## 8. 事業所から排出される紙おむつ等について

一般廃棄物として焼却処理を行っているが、紙おむつをジェル状に加工したもの及びてんぷら油を固めて捨てるものは、焼却すると燃えずに溶けて、焼却炉に悪影響を及ぼしている。

については、適正処理ができるよう対応策を講じること

## 9. PCB使用廃安定器の期限内処理について

多くの自治体で多量に保有するPCB使用廃安定器を期限内に確実に処

理するには、短期間に多額の支出が必要な状況となっている。

については、市民サービスを低下させることなく、期限内に処理を完了させるため、自治体への財政措置を講じること

#### 1 0. 石綿含有家庭用品の適正処理について

石綿含有家庭用品については、日常生活の中で経年劣化・破損等によりアスベストが飛散する可能性がある。特に廃棄物として破砕処理する場合に飛散するなど、適正処理が困難である。

については、製造業者に対して自主回収、適正処理の指導を行うこと

#### 1 1. 廃石膏ボードのリサイクルルートの整備について

住宅の解体等による廃石膏ボードの発生量が増えている一方、事業者からは受入れ先が少ないとの話を聞く。

については、事業者が廃石膏ボードを処理するためのリサイクルルートの整備を行うこと

#### 1 2. 一般廃棄物となる建材等について

従来、業者のみが取り扱っていた建材や住宅設備について、最近ではホームセンターなどで一般市民でも容易に手に入るようになっている。しかし、これらが業者を介さずに廃棄物となった場合は、一般廃棄物として取り扱われるため、自治体が処理責任を負うこととなるが、物の性状や量の面から一般廃棄物処理施設での処理が困難となっている。

については、これらの一般廃棄物となる建材や資材について、例えば製造若しくは販売する事業者が引き取り・処理する体制を構築するなど法制度を整備すること

### 第 4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の自治体のみの努力では解決が困難な事項が多くある。については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

#### 1. 溶融スラグの利用促進について

##### (1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策

溶融スラグの有効利用は循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から、重要な課題であると考えられるが、利用できるのはそれを生成した当該自治体が発注した公共工事等に限られており、一部の自治体では溶融スラグを最終処分している状況にある。利用を促進するためには、市場の確

保が必要不可欠である。

については、

- ① 溶融スラグをグリーン調達品目に加えること
- ② 各省庁が十分な連携のもと、国の公共工事に一定の割合で自治体が生成した溶融スラグの利用を義務付けるなど、率先して買い上げ、活用する計画を策定するなど、積極的な利用促進策を講じること
- ③ スラグ流通の基盤となる広域的ストックヤードの整備等、循環型社会形成推進の構築に向けた環境整備を行うこと

## (2) 掘り返した溶融スラグの取扱い

溶融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋め戻し材等に利用し、後に掘り返した場合、溶融スラグが混入した残土については、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

しかし、その負担は大きく、埋め戻し材としての利用促進の障害となっている。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと及びこれまで全国で利用されている量は多く、それらを処分することとなると、最終処分場の延命化等に逆行することとなる。

については、基準を満たす溶融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること

## (3) 溶融副産物

一般廃棄物の溶融固化物については、再生利用の観点から、スラグは JIS 化されたところであるが、溶融飛灰、炉床メタル等についても利用価値が十分にあると考えられる。

については、レアメタル確保の観点から利用価値の調査・検討を行い、再生資源として取り扱うこと

## (4) 溶融スラグの再生利用

「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」(平成 21 年 10 月 2 日環境省通知)により、溶融固化物の用途として、地中空間の充てん材が追加された。しかしこの利用については、多くの条件が課せられており、JIS 規格相当の安全な利用を阻害している。また、地中区間の充てんと埋め戻しとの区分け(定義付け)が明確にされていないため、地下構造物の空間及び撤去空間跡等がいずれの利用になるのか判断が難しい。

については、円滑な利用を進めるため、地中空間充てんの利用条件を緩和すること

また、地中区間の充てんと埋め戻しとの明確な区分け(定義付け)を行うこと

## 2. ガラス製廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて

食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス製廃棄物の処理については、リサイクルシステムが構築されていない現状では埋め立て処分に頼らざるを得ない状況にあるが、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源物である。

については、

- ① 土木・建築資材として再商品化は可能なものの、用途が限定されており市場規模が小さいことから、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること
- ② 粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図るとともに、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにするなど、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図ること

## 3. 再生可能エネルギー法について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT 法」という。）に基く調達価格及び調達期間が告示されたところであるが、調達区分のバイオマスにおける固形燃料燃焼（一般廃棄物）に関し下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

### （1）調達期間

再生可能エネルギー固定価格買取期間は 20 年間となっているが、近年の一般廃棄物処理施設は、施設の長寿命化が図られており、発電施設についても 30 年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

については、調達期間を 30 年又は施設稼働全期間に延長すること

### （2）調達価格

このたびの告示により 17 円/kWh が示されたところであるが、調達価格は施設規模により異なっており、処理量が 600 トン/日以上の大規模施設では 17 円/kWh 程度であるが、中・小規模施設ではコスト的に合わず発電設備導入が進んでいない。

については、バイオマスにおける固形燃料燃焼（一般廃棄物）に関し、施設規模に応じて段階的な調達価格を設定するなど安定した価格制度とすること

### （3）法による新設設備の認定

一般廃棄物処理施設の、発電効率向上等 CO<sub>2</sub> 削減に関する基幹的設備改良（大規模改修）工事を行った設備については、FIT 法による新設設備と同等の扱いとすること

#### (4) 移行申請期間

平成24年7月にFIT法が施行され、この時点で、既に稼働を開始している施設のFIT法への移行については、同年11月1日で締め切られたが、既に稼働中の設備でもFIT法の認定を得られることにより、法が制定された背景のとおり、再生可能エネルギーの供給量を拡大させることにつながる。

については、再生可能エネルギーの供給量を拡大させるためFIT法施行以前に稼働している設備について、今後もFIT法移行への認定を行うこと

#### (5) RPS法廃止に伴う経過措置について

平成24年7月1日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法」によりRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）は廃止されたが、経過措置として「RPS法における義務量等は、当分の間なおその効力を有する」と明記されている。

平成15年からのRPS法により、一般廃棄物発電事業はバイオマス発電として新エネルギーの買い取り対象とされ、電気事業者等に課せられた買取義務は再生可能エネルギーを供給することに貢献することとなった。

また、各自治体は財政状況の厳しい中であって、売電・新エネルギー等電気相当量による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営している。

については、RPS法の効力について、できるだけ長期間に亘って保持するとともに、新エネルギー相当量の価値が下がることのないような適切な措置を講ずること

#### 4. 電力の計画値インバランス制度について

国の進める電力システム改革において、平成28年度には電力の小売全面自由化と合わせて、計画値インバランス制度が導入される予定である。この制度では、発電事業者に計画値と実績値の差、いわゆるインバランスを抑制することが求められるが、廃棄物発電は焼却不適物の混入により焼却炉の緊急停止があったり、また、原料となるごみの性質が均一でないことから出力が安定しないため、計画値通りに発電することは極めて困難である。

制度設計の議論の中では、FIT認定を受けている発電所は特例対象となり、計画値通りに発電しなくても、FIT価格で買取される予定となっているが、廃棄物発電にはFIT対象外の電気も混在しており、加えて、RPS認定等、FIT認定を受けていない発電所があり、これらの扱いについては明らかになっていない。

については、インバランス制度においては、すべての廃棄物発電を特例対象とし、適用除外とすること

## 5. 解体工事業者に対する指導等について

### (1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第6条の周知

解体業者に処理を依頼した廃棄物について、不正に保管・処理される事例が増えてきているが、その要因として、発注者に分別解体及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担がされていないことが考えられる。

については、適正な業者への発注を促し、不適正な廃棄物の保管と処理を抑制するため、業務を発注する者に対して適正な負担を求める建設リサイクル法第6条を一般に周知すること

### (2) 罰則規定の強化

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事登録の取消しや営業の停止にはならないため、効果的な指導を期すことができず、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課することができる。

については、建設リサイクル法の解体工事登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事の営業停止などの処分を課することができるように、建設リサイクル法の見直しを行うこと

## 6. 一般廃棄物に関する関係行政機関への照会等について

自治体が行う関係行政機関への照会等については、産業廃棄物に関する事務においてはできるが、一般廃棄物に関する事務においてはできない。

そのため、不用品回収業者の車両ナンバー等の確認など占有者の意思や業態性の立証に支障が出ている。

については、自治体が一般廃棄物に関する事務についても、照会又は協力要請ができ、照会等を受けた関係機関がこれに応じられるように法令を整備すること

## 7. 一般廃棄物処理業許可における暴力団の排除について

平成12年に産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許可からの暴力団排除規定が廃棄物処理法に盛り込まれた一方、一般廃棄物処理業については、同様の規定が設けられないまま現在に至っている。

そのため、自治体が、一般廃棄物処理業に係る許可に際して暴力団を排除しようとしても、廃棄物処理法に規定がなく、対応に苦慮している。政令市においては、同一事業者からの申請に対して、産業廃棄物処理業の許可は不許可となるが、一般廃棄物処理業の許可は取得できるというように整合性が取れていない。

については、廃棄物処理法を改正すること又は自治体における廃棄物処理法の上乗せ規定ができるよう措置すること

## 8. 公共の場所に対する土地管理者等の清潔保持に係る義務規定の強化について

廃棄物処理法第5条は、土地又は建物の占有者、個々人に対して清潔の保持のための努力義務を定めている。

しかし、それぞれの管理者でその意識には差があり、文字通り清潔の保持に努めようとする管理者もいれば、公共の場所本来の機能が損なわれないう以上廃棄物の投棄等に対する対処を積極的には行わない管理者もあり、市民に対して合理的な説明に苦慮する状況がある。

については、全ての公共の場所の管理が積極的になされるよう、適切な措置を講じること

## 9. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について

一般廃棄物処理業の許可期間については、現在政令により2年を下らない範囲で定めることとされているが、当該許可期間について産業廃棄物処理業に適用されている優良事業者への許可期間の延長と同様の優良事業者制度を導入すること

## 10. 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理について

一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理については、混合禁止を指導する自治体と指導しない自治体とに分かれる。先に環境省に照会したところ、「混合処理については法の禁じるものではない」、「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」との回答を受けた。

一般廃棄物の処理責任を有する自治体においては、混合処理後の一般廃棄物の最終処分までの責任をどのように負うこととなるのか等疑義がある。

については、国において現状を把握したうえで、明確な指導の根拠を明らかにすること

## 11. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、「委託処理する場合には、委託基準において、受託者の能力要件に加え『委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」と、ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針としながらも、令第4条第5号の委託料のあり方について言及しているが、具体的にどのような場合に適合しているか否かという判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと

#### 1 2. 一般廃棄物の再生処理に関する通知等の事務手続きについて

一般廃棄物を他の自治体において再生処理する場合、事業者ごとに通知等の事務手続きが必要となるが、自動車用のタイヤの場合は事業者数が多く、その手続きが負担となっている。

については、廃棄物処理法施行令第 4 条の規定による通知等の事務手続きを簡略にすること

#### 1 3. 手数料徴収事務の円滑な推進について

一般廃棄物の収集運搬事務等を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第 4 条第 6 号の規定に抵触するおそれがある。

また、収集事務に直接従事する者に手数料徴収業務に従事する者が同行し、それぞれの業務を同時に行うことも禁じられている。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、自治体の徴収経費を増大させるばかりでなく、滞納の原因にもつながり、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、円滑な徴収ができるよう、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと

#### 1 4. 外部の民間事業者等への焼却灰の委託処理について

残渣処理（焼却灰及び飛灰）の資源化に関しては近年は民間委託先においてセメント原料化や焼成、熔融固化する処理ルートも確立されつつあり、残渣のリサイクル率向上に貢献しているとともに、枯渇性天然資源の消費抑制や二酸化炭素の排出抑制、最終処分場の延命化という点からも循環型社会の形成に大きく貢献している。

自治体の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものである。

については、焼却灰の外部へ委託処理に対することについて、自治体への財政措置を講じること

#### 1 5. 国による広域的な最終処分場の確保について

ごみの排出抑制やリサイクルを進めつつ、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化により最終処分量の削減に努めているが、焼却残渣の大幅な削減は困難な状況である。

ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可



欠であるが、その新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

については、国により広域的な最終処分場を確保すること

#### 1 6. 安定型産業廃棄物の最終処分場について

安定型産業廃棄物の最終処分場について、その安全性について市民の理解を得つつ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設となるよう、「安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とした中央環境審議会の意見具申（「廃棄物処理制度の見直しの方向性」平成22年1月25日）に沿って、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講じること

#### 1 7. 産業廃棄物処理施設の集中について

一市域内において、廃棄物最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて120以上設置されており、さらに大規模な処分場を含む8つの建設計画がある。また、中間処理施設についても27か所が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している地域がある。

このようなことは、市民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について検討するなど、対策を講じること

#### 1 8. 不法投棄された産業廃棄物の回収に係る財政支援について

自治体の不法投棄対策の実施に際しては、小規模の産業廃棄物にあっては、排出事業者ではなく、自治体で回収することが不可避であることは周知の事実である。「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」は延長の措置がとられたが、内容が十分でないことから、当該自治体の実情に応じた財政支援を行うこと

#### 1 9. 漂流・漂着・海底ごみについて

海岸等に漂流・漂着・海底に堆積する大量のごみが、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしている。また、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物が日本海側に大量に漂着し、市民に対する危険性を回避するためのパトロールや市民周知、漂着物の回収等に多くの要員や費用が必要となるなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。当該漂着物には注射針や有害な内容物が含まれているものなどがあり、自治体の処理施設では処理できない場合は、専門業者に委託しなければならないなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

については、

- ① 自治体への特段の財政支援制度を長期継続すること
- ② 発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問

題解決に向けた国際協力の推進に努めること

- ③ 離島における漂着ごみの回収やその処理への対応策を講じること

## 20. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

国においては、自治体への支援のための様々な施策を展開している。

については、自治体の職員を啓発するため定期的に研修会を具体的な内容ごとに実施すること

### 21. 廃棄物処理施設積算基準等について

廃棄物処理施設には、一定基準の品質を求めることが必要であるが、近年ダンプによる品質低下を危惧しており、品質確認・履行確認には相当の労力を要することが想定される。そのため適正価格での発注・適正な仕様が不可欠である。現在、設計にあたっては廃棄物処理施設積算基準（歩掛り）がなく、また循環型社会形成推進交付金取扱要領においては間接工事費のみが定められている。

については、

- ① 多業種に跨る廃棄物処理施設においては運用に苦慮しており、積算基準を作成すること
- ② 設計・検討業務についても、標準歩掛りを策定すること

### 22. 熱回収の状況についてのデータの公表について

環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、市民に「循環型社会の形成の推進」をさらにアピールするためにも、熱回収の状況についてデータを明らかにすること

### 23. バイオディーゼル燃料(BDF)の使用に係る軽油引取税の優遇措置について

BDFについては、平成19年3月にBDF混合軽油の規格が公布された。

については、今後さらなるBDF混合軽油の導入を促進するため、規格に適合したBDF混合軽油を自動車燃料として使用する場合の税制上の減免措置を講じること

### 24. 業者一覧の作成について

民間業者の有効な活用促進等につなげるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9における「一般廃棄物の広域的処理に係る特例」において認定されている「認定を受けた者及びその委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者」及び「一般廃棄物及び産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者」の氏名または名称等の各都道府県別かつ廃棄物の種類ごとの業者一覧を作成すること

#### 第 4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 (東日本大震災関連)

##### 25. 放射性廃棄物に関する法整備と処理方法の確立について

放射性廃棄物の処分先・処分方法等について、国の見解は「自然由来の投棄物は法の対象外又は放射線量が低い場合は法規制の対象外」とされ、現地で仮保管をせざるを得ない状況になっていることから、早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分できるようにするとともに、処分にかかる経費についても自治体への財政措置を講じること

##### 26. 災害廃棄物処理補助金の継続について

被災自治体では、国からの財政支援策を最大限活用し、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に全力で取り組んでいる。

については、災害廃棄物処理事業は膨大かつ長期にわたることなどから、復旧・復興を達成するため、国の特例的な財政支援を継続すること

##### 27. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について

平成 24 年 1 月 1 日に放射性物質汚染対策特措法が施行され、廃棄物等の処理及び除染について具体的な方針が示されたところであるが、具体的な事務の処理を行う自治体では、国が定めた基準以下の廃棄物であっても、草木、剪定枝、草木をリサイクルしたチップや側溝汚泥、廃棄物焼却施設の焼却灰など、その処理には多くの問題を抱えている。

については、放射性物質による汚染は、既に 1 自治体の能力では対応できる範囲を超えているので、国による具体的かつ総合的な対策を講じること

##### 28. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について

放射性物質を含む焼却灰については、現在、やむを得ず市が所有する管理型最終処分場で一時保管を行っているが、最終処分を行うことに住民の理解は得られず、埋立容量に余裕がなくなっているため、早期に国が設置する処理施設で、全て一元的に管理・処分を行うよう次の措置をとること

- ① 指定廃棄物（放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超）の焼却灰等については、国が設置する「最終処分場」又は「中間貯蔵施設」に早期搬出すること
- ② 放射能汚染濃度が、8,000Bq/kg 以下の焼却灰であっても、国の責任において処理施設を設置し、早期に搬出すること（抜本的かつ総合的な観点から適切な措置を講じること）

##### 29. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について

事故発生に伴い、県内にある民間の焼却灰エコセメント化施設は操業を

停止し、長期休業を余儀なくされている。エコセメント化を計画していた焼却灰は最終処分場で処分されることとなったため、最終処分場の容量の減少を招き、将来の処分計画に影響が出ている。

については、

- ① 最終処分場の容量減少に係る補償について、東京電力の賠償対象とすること
- ② 国の責任において、新規施策により焼却灰の再資源化を行うこと

### 30. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について

各自治体は、災害廃棄物の処理の安全性について、国や県の基準を満たしていることを確認して受け入れを行ったが、最終処分場周辺の住民は、放射性物質による健康被害への影響を心配している。

最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度測定については、平成26年度までは国からの財政措置で行ってきたが、平成27年度は事業の見直しにより、一部自治体の費用負担となっている。

については、放射性物質のモニタリングについては、国が継続して必要な財政措置を講じること

### 31. 原子力発電所事故に伴う損害賠償について

水路・側溝清掃による土砂は一般廃棄物である旨の見解が出されているため、廃棄物の保管・処分に際しては、自治体が放射線量の調査を実施し、市民の理解促進、或いは処分方法の調査を行っている。

自治体としては、当該放射線量調査に要した経費は、原子力発電所事故に起因する新たな経費支出であり賠償請求を予定しているものの、東京電力からは、(1)廃棄物処理事業の検査費用にかかる賠償は、原則として焼却灰に限ること、(2)側溝土砂は除染に該当するため、いわゆる特措法を含めた検討が必要であることから、現時点では支払いの可否を含めて判断できないとの説明を受けている。

しかし、側溝清掃は伝統的に悪臭防止や溢水対策、農作業の一環として町内会単位で市民自ら行っており、除染として実施していないため、賠償の見通しは立たず手続きも滞っている状況である。

については、賠償指針を見直すとともに東京電力に対する指導を強化すること

### 32. 焼却灰の処理費用の損害賠償について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、増加した廃棄物処理事業における損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」を踏まえ、「賠償の具体的な算定基準」を策定し、賠償することとされている。

については、

**(1) 賠償の具体的な算定基準**

平成26年分の「賠償の具体的な算定基準」について、速やかに示すこと

**(2) 損害賠償の対象とする範囲**

損害賠償の対象とする範囲は、処理にかかる費用が事故以前の水準と比べ増加した分について、東京電力が全額補償するための施策を講じること。または、国の責任において、補てんすること